

松本市告示第165号

松本市観光魅力創造支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月25日

松本市長 臥雲 義尚



松本市観光魅力創造支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松本市観光ビジョン（令和6年3月策定。以下「観光ビジョン」という。）に基づき、市民と観光客が共に地域の魅力を育み、地域の魅力を創造する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で松本市観光魅力創造支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第1.6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内に事務所を有する旅館組合、観光協会その他の観光振興に資する団体（以下「旅館組合等」という。）であって、次に掲げる要件を全て満たすもの

ア 定款を有する団体であること。

イ 設立から3年以上経過した団体であること。

ウ 団体の主たる構成員が松本市宿泊税条例（令和7年条例第53号）第8条に規定する特別徴収義務者（以下「宿泊税特別徴収義務者」という。）であること。

(2) 共同で事業を行う3者以上の宿泊税特別徴収義務者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、観光ビジョンに基づき地域の観光魅力創造に資すると市長が認めた事業であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 総事業費が75万円以上の事業であること。

(2) 同一年度中に、既にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(3) 国、県、市又は松本市観光コンベンション協会が交付する他の補助金等の交付を受けていないこと。

(4) 政治的又は宗教的な活動を目的としていないこと。

(5) 法令及び公序良俗に反しない内容であること。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費等は、別表のとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松本市観光魅力創造支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 松本市観光魅力創造支援事業収支予算書（様式第2号）

(3) 見積書

(4) 旅館組合等の定款（第2条第1号の補助対象者が申請する場合に限る。）

(5) 宿泊税特別徴収義務者であることが分かる書類（第2条第2号の補助対象者が申請する場合に限る。）

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の

交付を決定したときは、松本市観光魅力創造支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（変更申請）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第5条の申請の内容を変更しようとするときは、遅滞なく松本市観光魅力創造支援事業補助金変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、松本市観光魅力創造支援事業補助金変更承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、交付決定を受けた年度の末日までに、松本市観光魅力創造支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 松本市観光魅力創造支援事業実施報告書（様式第7号）

(2) 松本市観光魅力創造支援事業収支決算書（様式第8号）

(3) 経費を支払ったことを証する書類の写し

(4) 事業を実施したことが証明できる写真等

(5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該年度において交付すべき補助金の額を確定し、松本市観光魅力創造支援事業補助金確定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(3) その他市長が不相当と認める行為があったとき。

（報告）

第11条 市長は、補助金交付に関し、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、必要な報告を求めることができる。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

申請区分	交付要件	補助対象経費	補助率	補助限度額
ホスピタリティ向上・市民交流事業	<ul style="list-style-type: none"> 市民の参加が含まれること。 年1回以上の継続実施計画があること。 市民向けイベントは参加者が10名以上の見込みであること。 	従業員のホスピタリティ向上又は市民と観光客との交流に資する事業（従業員向けおもてなし・多言語対応研修、市民向け観光啓発・地域理解イベント、既存イベントの観光資源化・ブランド化等）に要する経費。ただし、事業実施に当たり要した申請者の飲食費及び旅費を除く。	5分の4	100万円
冬季観光コンテンツの企画・造成事業	<ul style="list-style-type: none"> 新規企画であること。 冬季期間（12月～3月）での実施であること。 通年化・定着化への取組計画を含むこと。 	冬季の観光需要喚起を目的とした企画・商品造成に資する事業（新規冬季イベント・アクティビティの企画・販売、冬季体験モデルコースの開発等）に要する経費。ただし、事業実施に当たり要した申請者の飲食費及び旅費を除く。		150万円
持続可能な観光地づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> SDGs達成に資する事業であること。 環境配慮が含まれること。 多様性（性別・年齢・障がいなど）への配慮があること。 	持続可能な観光地づくりに資する事業（外国人、高齢者等の多様な旅行者対応研修、地域文化を学ぶガイド育成、観光客のマナー向上・ルール周知活動、地域の生活環境を守るガイドライン策定等）に要する経費。ただし、事業実施に当たり要した申請者の飲食費及び旅費を除く。		100万円
周遊・滞在を促進する観光商品化事業	<ul style="list-style-type: none"> 地元食材・特産品・文化資源を活用すること。 	観光客の周遊又は滞在を促す観光商品化に資する事業（温泉、食、文化等を組み合わせた滞在コンテンツ開発、ものづくり・農業体験などの体験型プログラムの企画・販売、地元食材・特産品を活用した観光商品開発等）に要する経費。ただし、事業実施に当たり要した申請者の飲食費及び旅費を除く。		150万円

（宛先）松本市長

申請者 住 所
 名 称
 代表者名
 電話番号

松本市観光魅力創造支援事業補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、松本市観光魅力創造支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請区分 ※いずれかに☑	<input type="checkbox"/> ホスピタリティ向上・市民交流事業 <input type="checkbox"/> 冬季観光コンテンツの企画・造成事業 <input type="checkbox"/> 持続可能な観光地づくり事業 <input type="checkbox"/> 周遊・滞在を促進する観光商品化事業
2 事業名	
3 事業内容	
4 事業目標値（KPI）	
5 事業期間	年 月 日～ 年 月 日
6 事業費	円
7 交付申請額	円
8 添付書類	(1) 事業計画書（様式任意） (2) 収支予算書（様式第2号） (3) 見積書 (4) 旅館組合等の定款（第2条第1号の補助対象者が申請する場合） (5) 宿泊税特別徴収義務者であることが分かる書類（第2条第2号の補助対象者が申請する場合） (6) その他事業の説明に必要な書類

様式第3号（第6条関係）

松本市観光魅力創造支援事業補助金交付決定通知書

指令第 号
年 月 日

様

松本市長

年 月 日付けで申請のあった松本市観光魅力創造支援事業補助金の交付について決定しましたので、松本市観光魅力創造支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付します。

記

1 補助金額 金 円

2 交付の条件

- (1) 松本市観光魅力創造支援事業補助金交付要綱を順守すること。
- (2) 交付決定額は現段階での金額であり、事業完了後の収支状況により変更する可能性があること。
- (3) この要綱その他法令等に違反したとき又は補助金の使途が適正でないときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

様式第4号（第7条関係）

松本市観光魅力創造支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日

（宛先）松本市長

交付決定者 住 所
名 称
代表者氏名
電 話 番 号

年 月 日付け 指令第 号で交付決定を受けた松本市観光魅力創造支援事業を変更したいので、松本市観光魅力創造支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更内容
- 2 変更理由
- 3 変更に伴う影響
- 4 添付書類

様式第5号（第7条関係）

松本市観光魅力創造支援事業補助金変更承認通知書

指令第 号
年 月 日

様

松本市長

年 月 日付けで申請のあった松本市観光魅力創造支援事業補助金変更承認申請について承認し、年 月 日付け 指令第 号を変更したので、松本市観光魅力創造支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 承認の内容

2 変更交付決定の内容

様式第6号（第8条関係）

松本市観光魅力創造支援事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）松本市長

交付決定者 住 所
 名 称
 代表者氏名
 電 話 番 号

年 月 日付け 指令第 号で交付決定を受けた松本市観光魅力創造支援事業について、
 年度の事業が完了したので、松本市観光魅力創造支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業名	
2 事業の完了年月日	年 月 日
3 当該補助金を除く収支決算額	(支出) 円 — (収入) 円 = (収支差額) 円
4 交付決定額	円
5 添付書類	(1) 松本市観光魅力創造支援事業実施報告書（様式第7号） (2) 松本市観光魅力創造支援事業収支決算書（様式第8号） (3) 経費を支払ったことを証する書類の写し (4) 事業を実施したことが証明できる写真等 (5) その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第8条関係）

松本市観光魅力創造支援事業実施報告書

1 事業内容

<p>実施内容</p>	
<p>事業の実績</p>	<p>（申請書に記載した）目標値 _____</p> <p>（目標値に対する）結果 _____</p> <p>考察</p> <p>※ 参加者がいる事業は、アンケート調査結果を添付すること。</p>
<p>今後の課題</p>	

2 事業実施経過

年 月	実施事項

様式第8号 (第8条関係)

松本市観光魅力創造支援事業収支決算書

1 収入内訳

項目	決算額 (円)	備考
合計		

2 支出内訳

項目	決算額 (円)	備考
合計		

収支 _____ 円

様式第9号（第9条関係）

松本市観光魅力創造支援事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

松本市長

年 月 日付けで申請のあった松本市観光魅力創造支援事業補助金の交付額について
確定しましたので、松本市観光魅力創造支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり
通知します。

記

- 1 交付確定額 金 円
- 2 備考